

議 会 資 料	議案第 4 1 号
こども家庭課	

志摩市放課後児童クラブ条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

志摩市放課後児童クラブ条例施行規則において定めている放課後児童クラブ利用負担金額に関する規定を条例に規定するための改正です。

また、併せて文言の修正を行います。

2. 改正する条例の要点

放課後児童クラブ利用負担金についての規定を条例において規定します。

また、保護者について「当該児童の保護者」と規定します。

3. 改正による効果等

放課後児童クラブに係る利用負担金の額が条例上明確となります。

志摩市放課後児童クラブ条例(平成17年志摩市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称及び位置は、別表__のとおりとする。</p> <p>(対象児童)</p> <p>第4条 児童クラブの対象となる児童は、保護者_____が就労、疾病等により昼間家庭にいないことが常態である市内小学校に就学する児童で、市内に住所を有する者とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用負担金)</p> <p>第5条 児童の保護者は、利用負担金を納めなければならない。</p> <p>2 利用負担金の額及び納付方法は、市長が別に定める。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(対象児童)</p> <p>第4条 児童クラブの対象となる児童は、当該児童の保護者(以下「保護者」という。)が就労、疾病等により昼間家庭にいないことが常態である市内小学校に就学する児童で、市内に住所を有する者とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用負担金)</p> <p>第5条 _____保護者は、利用負担金を納めなければならない。</p> <p>2 利用負担金の額は、別表第2に定める額とする。</p> <p>3 保護者は、利用負担金を毎月末日(12月分については、同月25日)までに納入しなければならない。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。</p>

別表(第2条関係)
表 (略)

4 市長は、利用負担金のほかに、児童クラブの活動に必要な経費として現に要する実費の全部又は一部を保護者から徴収することができる。

別表第1(第2条関係)

表 (略)

別表第2(第5条関係)

区分	利用負担金	
	月額	夏休み期間の額
小学校3年生までの児童	1人目 10,000円	1人目 16,000円
	2人目以降	2人目以降
	7,000円	12,000円
小学校4年生以上の児童	6,000円	16,000円